

島根県主要農作物種子事業実施要領

第1 目的

この要領は、島根県農産物の種子及び種苗の安定的な確保に関する条例（令和2年12月22日公布、島根県条例第52号）及び島根県農産物種子等事業実施要綱（以下「要綱」という。）第2に基づく品種生産方針決定会議により決定した主要農作物種子の生産及び並びに県内の種子の安定供給について定め、主要農作物の需要に応じた種子、原種及び原原種の生産確保とその円滑な流通等を推進することを目的とする。

第2 定義

- 1 この要領で「主要農作物」とは、稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆をいう。
- 2 この要領で「採種事業」とは、第4から第20に規定するものをいう。

第3 採種事業の運営主体

- 1 採種事業の運営主体は、島根県農業振興協会（以下「県協会」という。）とし、県内の種子の安定的供給に関する業務にあたる。ただし、県協会は、様式第1号の契約により採種事業に係る以下の業務を島根県農業協同組合（以下「JAしまね」という。）に委託することができるものとする。
 - (1) 種子需要量、種子更新計画のとりまとめ
 - (2) 採種ほ設置計画の策定
 - (3) 種子買入価格の算定
 - (4) 種子買入、荷渡、選別、包装及び保管
 - (5) 種子配布価格の算定
 - (6) 種子配布売渡し及び種子需給調整
- 2 県協会は、他の都道府県段階における種子の安定的な供給に関する事項について協議等を行う団体及びその全国段階における団体と連携し、本事業の目的を遂行する。

第4 主要農作物種子更新計画の策定

- 1 県協会は、農家による種子更新を推進し、良質な米、麦類及び大豆の生産に資するため、主要農作物の作付計画、種子の需給状況等を参考にし、島根県（以下「県」という。）及び関係機関と協議の上、主要農作物種子更新計画（以下「種子更新計画」という。）を策定するものとする。
- 2 県協会は、種子更新計画を策定した際は様式第2号により次の期日までに知事に報告するものとする。

種別	計画提出期限
稲	2月10日
大豆	3月末日
麦類	7月末日

第5 採種ほ設置計画の検討

- 1 県協会は、県及び関係機関と協議の上、採種ほ設置計画を検討するものとする。
- 2 県協会は、採種ほ設置計画を制定した際はJAしまねに通知するものとする。

第6 指定種子生産ほ場の指定

- 1 知事は種子の生産に適すると認めるほ場を指定種子生産ほ場として指定するものとする。
- 2 J Aしまねは、指定種子生産ほ場指定申請書を、その指定種子生産ほ場を管轄する隠岐支庁農林水産局及び農林水産振興センター（以下「農林水産振興センター等」という。）と協議の上、種子の生産を行おうとする者別にとりまとめ、様式第3号により次の期日までに知事あてに1部提出するものとする。

種別	申請書提出期限
稲	6月末日
麦類	11月末日
大豆	7月10日

- 3 知事は、指定種子生産ほ場の指定をしたときは、県協会、J Aしまね、関係市町村、農業技術センター及び管轄する農林水産振興センター等に通知するものとする。
- 4 J Aしまねは、前項の通知を受けたときは、遅滞なく指定種子生産ほ場の経営者（以下「指定種子生産者」という。）に通知するものとする。
- 5 具体的なほ場の指定にあたっては、種子の生産のために必要な知識及び技術を有するものによって経営され、かつ、効率的な生産が適地において可能な限り集中して行われるよう考慮するものとする。
- 6 指定種子生産者が1の指定の取消しを受けたいときは、2の手続に準じて知事にその旨を申し出ることとし、知事は、指定の取消しを行ったときは、その旨の通知を3の手続に準じて行うものとする。

第7 採種の委託契約

- 1 県協会とJ Aしまねとの契約
県協会は、J Aしまねと採種に関する契約を様式第4号により締結するものとする。
- 2 J Aしまねと指定種子生産者との契約
J Aしまねは、指定種子生産者と採種に関する委託契約を様式第5号により締結するものとする。

第8 指定種子生産ほ場の確認

農業技術センターは、指定種子生産ほ場について、その場所や生育状況等を把握するため、農林水産振興センター等の協力を得てほ場確認を行うものとする。

また、指定種子生産ほ場を管轄するJ Aしまねの各地区本部（以下「種子場地区本部」という。）は、ほ場確認に同行し、ほ場の案内を行うと共に、農業技術センターからの指摘事項を含めて指定種子生産者に管理指導を行うものとする。

なお、種子場地区本部は、ほ場確認に当たり、ほ場概要を示した看板が設置されるよう指定種子生産者を指導するものとする。

第9 種子の生産確保

- 1 種子場地区本部は、第10の2の（8）に規定する種子審査員と協議の上、指定種子生産ほ場の生育及び収量見込みを把握するものとし、不足が見込まれる場合は県協会と協議する。
- 2 県協会は、種子の確保に努めるとともに、生産種子に不足が見込まれる場合は、県及びJ

Aしまねと協議の上、県外産種子の導入等、適切な処置を講ずるものとする。

第10 種子審査及び検査

1 別に定める審査の基準及び方法（以下「審査基準」という。）は、農業者に対して種子の品質を保証するとともに、効率的な審査が行われるよう配慮するものとし、具体的には次の基準を定めるものとする。

(1) ほ場審査 変種の農産物、異品種の農産物、異種類の農産物及び雑草の混入程度、病虫害及び気象被害の発生程度並びに農作物の生育状況

(2) 生産物審査 発芽率並びに異品種粒、異種穀粒、雑草種子及び病虫害粒の混入程度

2 種子の審査は、下記のとおり実施するものとする。また、原則、農産物検査法（昭和26年4月10日公布、法律第144号）に基づく検査を実施するものとする。

(1) 自主審査（稲のみ）

自主審査は、ほ場審査前に指定種子生産ほ場の管理状況を把握し、改善を図るために実施するもので、種子場地区本部が採種組合と連携を図って自主的に行うものとする。

(2) 審査の申請

J Aしまねは、次に定めるところにより審査申請書を提出するものとする。また、県は、以下の申請があったときは、種子審査員に、審査をさせるものとする。

ア ほ場審査

種子生産ほ場の指定申請に併せ様式第3号により審査申請を行うこととし、第6の2に基づき提出するものとする。

イ 生産物審査

生産物審査の受審までに様式第6号により農業技術センターへ提出するものとする。

(3) ほ場審査

ほ場審査は審査基準に基づいて行うものとする。

審査には、種子場地区本部担当者及び当該審査申請者は原則立ち会い、種子審査員の指示を受けるものとする。

(4) 下見審査（稲のみ）

下見審査は、ほ場審査で合格した指定種子生産ほ場で生産された種子を種子生産供給安定施設（以下「種子センター」という。）に搬入する前において、その水分、異種穀粒、被害粒等を把握するため種子場地区本部が自主的に行うもので、種子審査員の指導を受けて実施するものとし、生産物審査に併せて行うものとする。

種子場地区本部は、下見審査実施後、直ちにその結果を様式第7号により県協会に報告する。

(5) 生産物審査

生産物審査は、ほ場審査に合格した種子を対象に審査基準に基づいて行うものとする。

(6) 審査結果通知書の交付

農業技術センターは、ほ場審査及び生産物審査を終了したときは、審査結果通知書を様式第8号及び様式第9号にとりまとめ、J Aしまねへ交付する。

J Aしまねは、その結果を速やかに当該審査申請者へ通知するものとする。

また、農業技術センターは生産物審査結果通知書の交付を終了したときは、生産物審査結果通知書交付一覧表を様式第10号にとりまとめ、J Aしまね及び当該種子の農産物検査を実施する登録検査機関に通知するものとする。

(7) 審査成績報告

農業技術センターは、ほ場審査及び生産物審査を終了した場合、それぞれ速やか審査成績を様式第11号及び様式第12号にとりまとめ、農林水産部長に報告するとともに、J Aしまねに通知するものとする。

(8) 種子審査員等

ア 種子審査員は、農業技術センター、指定種子生産ほ場を管轄する農林水産振興センタ

一等及び県庁関係課の職員から知事が任命するものとする。ただし、任期は当該年度末までとする。

イ 県は、種子審査員を任命したときは、県協会及びJAしまねに通知するものとする。

ウ 農業技術センターは、種子審査員に必要な研修を実施するものとする。

エ 県は、審査業務の円滑かつ能率的な実施のため、ほ場審査に関して県の指示を的確に実行する能力を有し、かつ、審査業務を厳正かつ確実に実施できる者を外部審査員として依頼し、任命できるものとする。ただし、外部審査員の任期は当該年度末までとする。

オ 県は外部審査員を任命しときは、県協会、JAしまね及び当該外部審査員に通知するものとする。

カ 県は、外部審査員に次の審査業務を依頼できるものとする。ただし、外部審査員が審査業務を行う際は、県の種子審査員の指示に基づいて行うものとする。

(ア) ほ場審査

(イ) 生産物審査

キ 農業技術センターは外部審査員に必要な研修を実施するものとする。

第11 作業管理記録の記帳（稲のみ）

種子場地区本部は、指定種子生産者が様式第13号により記帳した異品種混入防止のための作業チェック表をとりまとめ、県協会へ提出するものとする。当該年産種子を使用する期間において、県協会は提出された作業チェック表を保管するとともに、種子場地区本部は作業チェック表の写しを保管するものとする。

なお、JAしまねは、種子センターにおける作業を記録するものとする。

第12 種子の流通

1 JAしまねは、種子センターにおける荷受、選別、計量包装作業を経て、契約種子量の買入れと善良な保管を行うものとする。また、種子センターで荷受した水稻種子の原料粒は、調製後、種子場地区本部別、品種別に仕分けして確認し、様式第14号により県協会及び農業技術センターに報告するものとする。

2 第10の2により農産物検査を受検する場合、以下のとおり実施するものとする。

(1) 稲

農産物検査は、県協会が受検する。農産物検査実施後、検査結果及び検査数量を確認の上、様式第15号によりJAしまね、農業技術センター及び登録検査機関に報告するものとする。

(2) 麦類及び大豆

農産物検査は、JAしまねが受検する。農産物検査実施後、検査結果及び検査数量を確認の上、様式第16号により県協会に報告するものとする。

3 種子の需給調整は、前項の検査結果及び検査数量並びに種子の需要状況に基づき、県、県協会及びJAしまねの協議によって行うものとする。

4 災害等により、農産物検査に合格した種子の必要量を確保することが困難な場合、指定種子生産ほ場において生産された農産物で、生産物審査で基準に適合しているもの等、品種の来歴が明確で種子の用に供することが適当であると判断されるものについては、種子に準ずるものとして流通させることは差し支えないものとする。

第13 種子価格

1 価格の算定

指定種子生産者が生産意欲を失うことのないよう、最低買入価格、種子代金の支払い方法等について配慮を講ずるものとする。

また、最高配布価格は、指定種子生産者価格に必要な中間経費、残量処理及び事故処理に要する経費及び種子分担金を加算した額をもって算定するものとする。

なお、県協会は、種子買入価格及び配布価格を決定した場合は、速やかにJAしまねに通知するものとする。

2 知事への協議

県協会は、最低買入価格を種子の買入れ1ヵ月前までに、また、最高配布価格をその配布1ヶ月前までに算定し、知事と協議の上、価格の決定を行うものとする。なお、その際、算出基礎を明らかにするものとする。

3 価格の特例

県協会が県外から導入した種子に係る配布価格が県内産種子価格より高価になる場合において、県外産、県内産種子を混みにして、同一価格で配布する場合は、さきに決定した価格より上回っても差し支えないものとする。ただし、この場合は算出基礎を添えて、速やかに知事に報告するものとする。

第14 残量処理積立金、事故処理積立金及び準備ほ積立金の積立て

1 県協会は、残量処理費、事故処理費及び準備ほ補償費に充当するため、残量処理積立金、事故処理積立金及び準備ほ積立金（以下「積立金」という。）を積立て、これを他の経費と区分して経理するものとする。

2 積立金は、次の金額の合計額を積立てるものとする。

ア 当該年度における積立金

イ 前年度からの積立繰越金

3 積立金の限度額は、稲・麦類・大豆の種類毎に設定することとし、関係機関の協議により決定する。

4 積立金の果実の繰入れ

1の規定による積立金の運用により生じた果実は、全て積立金に繰入れるものとする。

5 積立金の取崩し

(1) 県協会は、JAしまねから残量処理の請求があったとき、又は県協会が自ら種子の買入れ及び配布を行った場合において、当該処理にかかる直接損失額とかかり増経費の実支出額の合計額、又は県協会の定めた残量処理に要する作物毎の単価に作物毎の残量を乗じて得た金額の合計額のうちいずれか低い額を基に残量処理金額を認定し、積立金を取崩して、処理により生じた損失に充てることができるものとする。

なお、残量の認定は下記に定める期日以降に種子以外の用途にあてるため処分した数量とする。

稲 6月末日

麦類 1月末日

大豆 7月末日

(2) 県協会は、種子を原因とする事故が発生した場合において、関係機関の協議により事故

- 処理金額を認定し、積立金を取崩して、その補償に充てることのできるものとする。
- (3) 県協会は、種子場地区本部から準備ほ補償金の申請があった場合において、採種準備ほとして適正に管理されたほ場を対象として、10aあたり10,000円により準備ほ補償金額を認定し、積立金を取崩して、その補償に充てることのできるものとする。
- (4) 積立金を取り崩すことのできる限度は、稲・麦類・大豆の各積立額までとする。

第15 種子対策事業の指導

1 県

県は、種子場地区本部及び指定種子生産者に対して、種子の生産のための必要な指導を行うものとする。

また、県協会とともに、一般農家に対しても種子更新の重要性について指導を行い、県協会の行う事業の円滑な運営に必要な援助を行うものとする。

2 県協会

県協会は、種子対策事業推進のため必要な事項につき、種子場地区本部を指導するものとする。

第16 種子生産の指導及び種子更新の普及

1 種子生産の指導

県及び県協会は、種子場地区本部を対象として種子生産に関する研修会、講習会等を開催し、指定種子生産者の種子生産技術の向上をはかるとともに、種子センターにおける調整改善及び運営について指導するものとする。

2 種子更新の普及

県協会は、種子更新に必要な講習会、座談会の開催、チラシの配布、ポスターの掲示等により、種子更新の意義を周知徹底し、事業の推進を図るものとする。

第17 原種等生産の運営主体

原種及び原原種（以下「原種等」という。）の生産は県が行うこととし、農業技術センター内に原種生産ほ場及び原原種生産ほ場を設置して、種子生産に必要な原種等の確保に関する業務にあたる。

ただし、やむを得ない場合には、他県からの原種等の購入及び原種等の生産方法に関して県の指導を的確に実行する能力を有し、かつ、優良な原種等の生産に熱意を有している者に生産業務を委託することができるものとする。

また、原種等の流通及び販売についても、別に定める契約書により、原種等を適正かつ確実に保管し流通及び販売することができる者に委託することができるものとする。

第18 指定原種生産ほ場等の指定

1 知事は、原種等の生産に適すると認めるほ場を指定原種生産ほ場及び指定原原種生産ほ場（以下「指定原種生産ほ場等」という。）として指定するものとする。

2 原種等の生産業務を受託した者（以下「業務受託者」という。）が指定原種生産ほ場等の指定を受ける場合は、指定原種生産ほ場等指定申請書を当該申請者別にとりまとめ、様式第

3号により次の期日までに知事あてに1部提出するものとする。

種別	申請書提出期限
稲	6月末日
麦類	11月末日
大豆	7月10日

- 3 知事は指定原種生産ほ場等の指定をしたときは、業務受託者、県協会、JAしまね、関係市町村及び農業技術センターに通知するものとする。
- 4 業務受託者は、前項の通知を受けたときは遅滞なく、指定原種生産ほ場等の経営者（以下「指定原種生産者等」という。）に通知するものとする。

第19 原種等生産の指導

県は、指定原種生産者等に対して、原種等の生産のために必要な指導を行うものとする。

第20 原種等の審査

原種等の審査は第10の種子の審査に準じて実施するものとするが、下見審査は実施しないものとする。

第21 書類の整理

県協会は、採種事業に関する書類を次の区分により整備するものとする。

- (1) 指定種子生産ほ場指定申請及び指定一覧表
- (2) 委託契約書
- (3) 採種事業の計画書及び実績書
- (4) 種子価格決定に関する書類
- (5) 残量処理及び事故処理に関する書類
- (6) その他採種に関する出張指導記録等

附則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 奨励品種は、要領第18に規定される奨励品種審査会が開催されるまでの間は、主要農作物種子法に基づく主要農作物種子制度により決定された品種とする。
- 3 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 5 島根県主要農作物種子事業業務細則（平成30年4月1日施行）は、本要領をもって廃止する。